

心身の健康支援メンタルヘルスー<学生生活相談室設置要綱>

学生生活相談室設置要綱

(目的)

第1条 甲子園大学の学生の心身の健康を保持増進し、自らの意思決定に基づいて学び生活することができる環境を保持し、学生に対し健康の増進に必要な指導・支援を行っていくための相談体制として、「学生生活相談室」(以下、「相談室」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 相談室は、心身に関わる事項を所掌する。

ただし、疾病治療は除く。

(構成等)

第3条 相談室の構成等は、次のとおりとする。

(1) 室長 /学務委員会副委員長(学生生活支援担当)

(2) 相談員 /保健管理センター長及び看護師、クラス担任、学務委員会委員、学生課長

(3) 心理相談員 相談室専属の臨床心理士有資格者

なお、相談窓口は、保健管理センター及び学生課とするが、相談員による相談の場合は相談窓口を経ないで直接相談することも可能とする。

(心理相談員による相談)

第4条 心理相談員による相談は次のとおりとする。

(1) 相談室 1号館2階の相談室(キャリアサポートセンター相談室の奥の1室)

(2) 相談時間 週1回開室 12時~17時

(会議)

第5条 相談室の運営に伴い必要とする事項を審議するため、会議を開催することができる。

2 前項の会議の構成は次のとおりとする。

(1) 学務委員会副委員長(学生生活支援担当)

(2) 保健管理センター長、看護師

(3) 学務委員会委員

(4) 学生課長

(5) 心理相談員(臨床心理士)

(6) 必要に応じて臨床心理士の資格を持つ教員の出席を依頼することができる。

3 会議は、室長が召集及び主宰するものとする。

(庶務)

第6条 相談室に関する事務は、学生課で行う。

(その他)

第7条 関係者は、守秘義務を遵守するものとする。

附則 この要項は、平成22年12月21日から実施する。

附則 この要綱は、平成25年10月21日から実施する。

附則 この要綱は、平成26年5月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。